

IWC の今後の道筋 IWC 改革案 (決議案及び附表修正提案を含む)

日本国政府

日本国政府は、IWC 加盟各国による検討のため、ここに IWC 改革に向けた提案を提出する。以下の第 I 章 (導入) から第 IV 章 (結論) までは、我が国による改革パッケージ提案に含まれている要素の簡潔な概要と、このような提案を行う趣旨について簡潔に述べたものである。参考として、「IWC の今後の道筋」プロセスにおける議論の要約・分析及び改革案に関する更に詳細な趣旨を含めた背景情報を添付する。提案の本体は、この文書の別添 1 及び別添 2 として同封されている。

I. 導入

1. IWC において、いわゆる商業捕鯨モラトリアムの導入が合意された 1982 年以降、改訂管理方式 (RMP) の改良や、鯨類の資源状況に関する知見を深めるための包括的評価プロセスの大幅な進歩等、IWC 科学委員会 (SC) の活動には大幅な進展があった。
2. 他方、IWC 加盟各国は、鯨と捕鯨に対する根本的な立場の相違がある中、IWC における長年の行き詰まりを解消し、その鯨類の資源管理機関としての機能を回復すべく懸命な努力を行ってきた。しかし、残念なことに、そのような取組はすべて、改定管理制度 (RMS) や「IWC の将来」プロセスを含め、すべての加盟国にとって受け入れ可能な成果を生み出すことに、ことごとく失敗してきた。この結果、IWC は依然として、いたずらに対立するだけの場に過ぎないものとなっており、鯨類資源の保存のためにも、その管理のためにも、附表修正を含めたその核心的課題について、何ら実質的な決定が行えない状態にある。
3. 例えば、対象海域の鯨類資源に対して悪影響を与えず、かつ国際捕鯨取締条約 (以下「条約」という。) の目的と附表パラグラフ 10(e) に整合していることが証明されて

いるにもかかわらず、特定の鯨種を対象とした捕獲枠設定に向けた我が国の提案は繰り返し否決されてきた。同様に、南大西洋サンクチュアリ (SAWS) 設置提案のような、鯨類の保存を目的とした提案も繰り返し否決され続けてきた。鯨類の持続的利用にも、その保存にも貢献することなく、国際的な資源管理機関としての IWC の妥当性は危機にある。

4. 今回の提案は、斬新かつ抜本的なアプローチにより、資源管理機関としての IWC の機能を回復させる新たな試みである。「IWC の今後の道筋」プロセスを通じて得られた各国コメントの分析を踏まえ、我が国は決議案 (別添 1) と附表修正案 (別添 2) からなる IWC 改革パッケージを提案する。
5. この改革が相当の影響力を伴うものであること及び、提案の一貫性を維持することの重要性に鑑み、我が国としては別添 1 及び別添 2 の両方を一括してのコンセンサス合意を追求する。

II. 決議案

6. 加盟国間での根本的立場の深刻な対立の下でも機能しうる、新たな意思決定方式を作り上げる必要があることを踏まえ、決議案には次に掲げる要素が盛り込まれている。この決議案が提示する IWC の附表修正手続の主な変更点は、別添 3 に示されたとおりである。

A. 持続的捕鯨委員会 (SWC) の新設

- 6.1. 我が国は、持続的な捕鯨 (商業捕鯨及び先住民生存捕鯨を含む。) に特化した委員会の設置を提案する。条約は、すべての鯨種の保存の確保を目的としつつも、それらの持続的利用を認めている。このことに鑑み、SWC はそのような条約目的のうちの一方のための主たる審議機関として機能することが想定されている一方、既設の保護委員会 (CC) は他方の目的に重点を置くものである。SWC の決定は、科学委員会 (SC) からの科学的助言に基づいて行われるものとする。総会と SWC は、沿岸国の利益に対して常に妥当な配慮を払うものとする。

B. 条約改正のための締約政府外交会議の招集の勧告

- 6.2. 加えて、我が国は条約第 3 条第 2 項を改正し、SWC 又は CC のコンセンサス合意によって附表修正が勧告された場合、(現行上、要件となっている 4 分の 3 の賛成得票に代えて) 単純過半数の賛成得票によって附表修正の決定が行えるようにすることを提案する。

C. 資源が豊富な鯨類資源/鯨種の捕獲枠の算出及び設定

6.3. 科学は明白である：一部の鯨種については持続的な捕獲が可能な程度に資源状況が健全であり、また、IWC は頑健で危機回避的な捕獲枠算出手続き（改定管理方式（RMP）として知られている）を 20 年以上前に確立している。それ故に、我が国としては、資源が豊富な鯨類資源や鯨種について捕獲枠を算出すべく、RMP の実行を科学委員会に指示し、そのような鯨類資源に対して捕獲枠を設定するとの総会のコミットメントを表明する決議案を提案する。

7. 特に、我が国としては、上述のパラグラフ 6 の B を強調したい。条約の改正による、総会での意思決定要件の緩和は、すべての加盟国にとって有益なものである。このような改正は、鯨と捕鯨についての根本的な立場の違いにかかわらず、持続的な捕鯨を支持する加盟各国と保護を支持する加盟各国の双方の活動を促進するものである。

III. 提案した附表改正

8. 加えて、別添 2 のとおり、附表にパラグラフ 10 (f) を追加することを提案する。これは、科学委員会によって十分な資源量が存在すると確認されている系群・鯨種について、総会で適切な捕獲枠を設定するにあたっての法的根拠を提供するものである。

IV. 結論

9. 我々は同じ失敗を繰り返し続けることはできず、IWC が直面する根本的な課題に関する議論にオープンでなければならない。我が国としては、このパッケージ提案こそ、附表修正を含めたその核心的課題について、何ら実質的な決定が行えないばかりか、文化的多様性を無視し、その目的を果たせていない IWC に対する、唯一あり得る解決策であると確信している。これまでの妥協に向けた取組は、交渉の延長を無期限に重ねた結果、すべて失敗に終わってきた。我が国としては、この歴史を踏まえ、RMS パッケージや「IWC の将来」に関する交渉の事例のように、改革案の議論を先延ばしにするつもりはない。我が国は、来る 9 月の IWC 第 67 総会で改革案についてパッケージによるコンセンサス合意に至ることができるよう、我が国の改革案について真剣に検討いただくよう、すべての加盟国に心から要請する。

背景の説明

背景及び「IWC の今後の道筋」プロセスにおける議論の要約

I. 背景

1. 国際捕鯨委員会（IWC）は、加盟各国の鯨と捕鯨についての根本的な立場の違いに起因する停滞状態にあるために危機に瀕しており、鯨類の保存と管理という中核的なマンデートについて何ら決定ができない状態が長い間続いている。
2. 2014年に行われた第65回IWC総会において、科学委員会の助言に基づくミンククジラの捕獲枠配分の提案が否決されたことを受けて、我が国はIWC回章(IWC.CCG.1140)を通じて、我が国の提案に反対した国々に対して、附表10(e)修正に係る法的解釈、科学的な懸念及びその他、彼らの見解の根幹を成すものについて質問票を配布した。回答の多くは、彼らが商業捕鯨モラトリアムを支持する立場であることの一般的な説明を述べるだけで、反対理由について明確な科学的・法的な根拠は示されなかった。このことにより、鯨類を持続的に利用できる水産資源の一つであるとみなす国々と、あらゆる鯨類はいかなる状況下においても完全に保護されなければならないとする国々との間の根本的な見解の相違が改めて浮き彫りとなった。
3. この根本的な立場の違いは、IWCのマンデートの中核をなす鯨類資源の保存及び管理について、いかなる意思決定を行うことも妨げてきた。
4. このような立場の違いから、捕獲枠配分に関する我が国の提案のみならず、南大西洋クジラサンクチュアリ（SAWS）に係るすべての提案も同様に否決されてきた。加えて、管理改定制度（RMS）交渉や「IWCの将来」プロセスなど、立場の違いを仲裁し、全加盟国が受け入れ得る「パッケージ」を模索する試みも繰り返し頓挫した。これらはすべて失敗に終わった。このように、現在のIWCの状況は、持続的な捕鯨と鯨類の保護のいずれにも資さないものとなっている。上述の観点でのIWCの停滞状態を解消するためには、すべての加盟国の核心的な課題として、立場の根本的な相違という課題に取り組む以外に道はないと、我が国は確信している。
5. このことを念頭に、2016年の第66回IWC総会では、第67回総会の少なくとも60日前には進捗が報告されるよう、そのような立場の違いに関する中心的課題の議論を開始することが合意された。（第66回IWC年次会合資料の3ページ、“The IWC in the Future”, Summary of Main Outcomes, Decisions and Required Actions from the IWC 66th Annual Meetingを参照のこと）。

6. 我が国は、2018年2月16日のIWC回章IWC.CCG.1295において、中心的な課題である鯨と捕鯨に係る立場の根本的な相違について議論すべく、すべてのIWC加盟国に対してこの議論への参加を正式に呼びかけた。議論への参加は、公式な回章もしくは非公開な議論の場を通じて、議論を活性化するための以下の問いかけに対するコメントや回答をすることによって可能となる。

- ー 我々はどのようにすれば、加盟国間の協力関係を通して、IWCにおいて鯨類の持続的利用と保存の両方を実現できるのか。
- ー 鯨及び捕鯨についての加盟国間の立場の根本的な相違が、鯨類の持続的利用と保存の双方に関するIWCの意思決定を妨げていることについて、認めようとする意思が我々にあるか。
- ー そうであるなら、各加盟国の基本的立場を尊重しながら、かかる根本的な相違について議論する意思が我々にあるか。

7. この文書は、上述の議論を通じて見出された、中心的課題に関する締約政府間の議論の結果を、それに基づいて我が国が考案したIWC改革案と共に総会に報告することを目的としている。

II. 加盟政府からの回答の要約とその分析

8. IWC回章IWC.CCG.1295に対して、我が国（IWC.CCG.1301）、セントルシア（IWC.CCG.1305）、カンボジア、グレナダ、ニカラグア、マリ、モーリタリア、ロシア連邦、コートジボワール及びラオス人民民主共和国（IWC.CCG.1316）、EU及びその加盟国（IWC.CCG.1318）は、別添4のとおり公開でコメントを提出した。また、インターネット上の非公開の場を通じて提出されたコメントもあった。ここでは、多様な見解を確実にカバーすべく、これらのコメントを間接的に引用している。我が国は、この場を借りて、IWCの今後の道筋に関する議論へ貢献して頂いたことに、心から深く御礼申し上げる。

A. 我が国が提起した主な論点

9. 我が国は、建設的な議論を促進するため、下記の主な論点を含めた見解を他の加盟国に先立ち提出した。

- (a) 鯨と捕鯨に関する根本的な立場の違いは、鯨類の持続的利用と保存の双方について、いかなる実質的な決定も妨げてきており、IWCを国際的な資源管理機関というよりも、ただの対立の場に変えてしまった。
- (b) IWCの枠組みやメカニズムには、すべての加盟国にとって有益なものとなるよう、抜本的な改善や改革が必要である。
- (c) すべての加盟国は「合意できないことに合意」し、各加盟国の基本的立場を尊重した上で、根本的な相違についての議論をしなくてはならない。
- (d) これまでの数々の仲裁に向けた取組は、すべて失敗に終わってきた。
- (e) すべての加盟国が、真に協働する意思を持たなくてはならない。

10. 我が国の見解に対するコメントは、下記の通り要約できる。

10.1 カンボジア、ロシア連邦及びラオス人民民主共和国は、IWCは鯨類資源の保存と管理について何ら実質的な決定ができていないという我が国の懸念を共有した。マリ、グレナダおよびロシア連邦は、鯨と捕鯨に関する根本的な立場の相違こそ、IWCの意思決定能力が貧弱である根本的な原因であると分析した。カンボジアとモーリタニアは、IWCを健全に機能させるための議論の重要性を強調した。カンボジアとラオス人民民主共和国は、IWCが国際機関として加盟各国に何もメリットを提供できていないことを懸念している。EUを含めいくつかの国々は、立場の対立は国際機関の中で普通に見られるものであり、IWC総会は鯨類の保存・管理に重要な役割を果たしていると言及しつつ、IWCが機能不全であるという見解に対する強い異議を表明した。

10.2 カンボジアとラオス人民民主共和国は、IWCには実質的な改善と改革が必要であるという我が国の見解を明確に支持した。コートジボワールは総会の透明性を高め、秘密投票制度を導入すべきだと提案した。

10.3 カンボジアはさらに、どのように意思決定スキームが再検討されるべきかについて、「ギブアンドテイク」の必要性を指摘しながら掘り下げている。カンボジアは「そのような（意思決定の）仕組みの下では、ギブアンドテイク、すなわち、反捕鯨陣営は何らかの形の捕鯨を受け入れ、反対に捕鯨支持陣営は何らかの形の鯨類保護区を受け入れるというような、何らかの譲歩が相互に行われることとなる。双方がこの考えを受け入れるだろうか？もしも我々がこの考え方に合意できれば、我々はさらに議論を深めることができるだろう。」と述べた。

10.4 ロシア連邦は、加盟国の見解が深く対立するあまり、何ら実質的な決定を行うことができない IWC における、仲裁に向けた過去の取組の歴史に光を当てた。

10.5 マリ、ロシア連邦、モーリタニア、グレナダおよびラオス人民民主共和国は、我が国の「IWC の今後の道筋」のイニシアティブを明確に支持した一方で、「IWC の今後の道筋」プロセスの提案が「IWC の将来」の議論とどう異なるのかについてより明確化するよう我が国に促す加盟国もあった。また、EU は相互の信頼と協力によるオープンで建設的な対話の重要性を強調しつつ、鯨と捕鯨に関する立場の違いに取り組む我が国のイニシアティブを歓迎した。

B. その他、加盟国から挙げられた主要な意見

11. その他、コメントを提出した加盟各国から挙げられた主な意見について、以下に要約した。

(a) IWC が本来の目的から逸脱していることについて

11.1 セントルシア、カンボジア、コートジボワール、モーリタニア及びグレナダは、ICRW の下で定められたマンデートから、IWC が長きにわたって逸脱しているとの懸念を表明した。対して、EU などの加盟各国は、IWC 設立以来、条約の焦点が時代とともに変わってきていると主張した。

(b) 鯨類資源の持続可能な利用の支持について

11.2 セントルシア、コートジボワール、マリ、ロシア連邦、ニカラグア及びモーリタニアは、鯨類資源の持続的利用への支持を表明した。その一方で、EU は鯨類を決定的に保護するために商業捕鯨モラトリアムは引き続き存続すべきだと表明した。

(c) EEZ 内における沿岸捕鯨への支持について

11.3 カンボジア、モーリタニアおよびグレナダは、沿岸小型捕鯨のミンククジラ捕獲枠配分に関する我が国の提案に対し、支持するコメントを発表した。

(d) ガバナンスレビュープロセスとの差異について

11.4 総会の機能に関する見解の相違については、現在進行中のガバナンスレビューとは分けて取り扱うことの重要性に関する示唆が EU 等からなされた。ガバナンスレビューに関する議題は、すべての締約国が、その鯨や捕鯨に関する見解にかかわらず協働する機会を提供するものであり、すべての加盟国がこの作業に参加すべきとの示唆があった。

III. ディスカッション及び改革案のねらい

12. IWC の現状、すなわち鯨と捕鯨に関する見解の深刻な対立を乗り越えるための建設的対話に参加する意欲を表明するコメントが、少なくとも 11 通寄せられた。これらの加盟各国は、回章 IWC. CCG. 1295 における議論活発化のための我が国の問いかけに応える意欲を実際に有していると認められた。我が国は、すべての加盟国が反対意見を十分尊重しつつ、建設的にこの対話に参画していくことを期待している。
13. 我が国としては、このことを念頭に置き、また加盟各国から寄せられたコメントに沿って、我が国が自ら投稿した以下の問いかけに対する回答に取り組んでみたい。
 - 一 我々はどのようにすれば、加盟国間の協力関係を通して、IWC において鯨類の持続的利用と保存の両方を実現できるのか。
14. 議論の分析を通じて、以下が明らかとなった。すなわち、鯨と捕鯨に関する根本的な立場の違いが、IWC が、鯨と捕鯨の保存管理措置のための附表修正も含めた IWC の中核的な機能に関し、いかなる実質的な決定を行うことも妨げてきたこと。また、この問題には最高の優先順位及び緊急度をもって対処すべきことである。無論、これは建設的な議論なく単に投票に持ち込むことで解決できる問題ではなく、またそのように解決されるべき問題でもない。
15. この点について、IWC は機能不全ではないとの見解の表明が一部の加盟国からなされた。しかしながら、鯨と捕鯨に関する根本的な立場の違いが、IWC が、鯨と捕鯨の保存管理措置のための附表修正も含めた IWC の中核的な機能に関し、いかなる実質的な決定を行うことも長らく出来ていない状態は、「加盟各国の見解のバランス」を反映したものとは言えず、そのような意思決定方式は深刻な欠陥と見なされるべきであることは明白である。
16. 上述パラグラフ 10.2 及び 10.3 において加盟国から表明された見解は、IWC がその健全な機能を取り戻し、もってすべての加盟国にメリットをもたらすためには、IWC の意思決定メカニズムは斬新かつ抜本的に再検討された上で、改革されなければならない。持続的利用支持の加盟国と保存支持の加盟国の双方が、お互いの要望をある程度受け入れるという新たなパラダイムへ移行する旨の提案がなされたことは特筆すべきである。このアイデアに我々が合意でき、また各々において相手方の要望を相互に許容し合うことができれば、現在の IWC の力学を変えられるかもしれない。

17. しかしながら、我々は過去の失敗からの教訓を踏まえなければならない。上述パラグラフ 10.4 で指摘されているように、「アイルランド提案」や「IWC の将来」などの過去の仲裁の取組は、意見が対立した IWC において結局すべて失敗に終わった。これらの失敗に終わったイニシアティブに共通していることは、保存及び管理の実質的事項について、統一された単一の解（パッケージ）に至ることが模索されていた点である。ここで一連の過去の失敗が我々に教えてくれることは、加盟各国の見解があまりに深く対立してしまった結果、もはやすべての加盟国にとって満足のいく、単一かつ統一された解は何ら見出し得なくなっていることである。
18. このため、保存措置と管理措置の間における、合意されうる着地点を探るいかなる交渉も、現在の IWC の中心的課題を解決するものとはならない可能性が極めて高いと結論できよう。むしろ、それぞれ実現したい提案を可決させることを、双方がお互いに許容し合うという「合意できないことに合意する」アプローチが、現実的かつ実現可能なものではないか。双方がお互いに相応の敬意をもって接することができる限り、必ずしもお互いを「受け入れる」必要はない。双方がこのようなアプローチに合意できれば、各々が自らの要望をそれぞれ実現し、一つ屋根の下で共存することが可能となる。
19. この新たな協力のパラダイムの下では、上述パラグラフ 10.5 で表明された「相互の信頼と協力」を通じて、持続的利用支持派としては、保存措置（例：鯨類保護区）の実施を望む保存支持派の要望に敬意を払う一方で、持続的な管理措置（例：捕獲枠）を実現できるようになるだろう。保存支持派としては、お互い直接に矛盾する（例：鯨類保護区内での捕獲枠の設定、その逆も然り）ものとならない限り、捕獲枠の設定を大目に見る一方で、鯨類保護区を可決できるようになるだろう。これにより、鯨及び捕鯨の保存・管理のための意思決定機能を取り戻し、すべての加盟国にメリットをもたらすことができるのではないか。
20. この新たな意思決定モデルこそ、「IWC の今後の道筋」の集大成として我が国が提案しているものである。ここでは、「今後の道筋」プロセスと「IWC の将来」プロセスが目指すところがどのように異なるのか示して欲しいという、加盟国からの要望に応えることとする。この提案は、鯨と捕鯨の保存と管理の実質的事項について、すべての加盟国にとって相互に受け入れ得る妥協点が模索され徒労に終わった、これまでの仲裁に向けた試みとは全く異なるものである。鯨と捕鯨を巡る根本的な立場の違いによって、IWC が、鯨と捕鯨の保存管理措置のための附表修正も含めた IWC の中核的な機能に関し、いかなる実質的な決定を行うことも長らくできないでいる。この事実も踏まえた上で、我が国が「今後の道筋」イニシアティブの集大成として提案しているものは、むしろ意思決定スキームの改革パッケージである。

21. 以上が、「『IWCの将来』の議論」とは異なる、議論を進める上での基本的な前提である。
22. この新しいパラダイムは、IWCが条約の目的に整合したものになることを可能にするものである。また、新たに増大している保存のニーズすら許容するものである。科学委員会による明白な科学的助言があるにも関わらず、上述パラグラフ 11.2 のように商業捕鯨モラトリウムを維持すべきとの見解については、第 66 回 IWC 総会及び IWC. CCG. 1295 での議論を加盟国には思い出して頂きたい。
23. 加えて、上述パラグラフ 11.3 で述べられた見解を踏まえ、新たな協力パラダイムにおいては沿岸国の利益に妥当な考慮が払われるべきである。
24. 同時に我が国としては、上述パラグラフ 11.4 に記したように、「総会の機能に対する異なる見解」について取り扱った「IWCの今後の道筋」プロセスは、進行中のガバナンスレビューのプロセスとは分けて取り扱われるべきとの見解に同意する。ガバナンスレビューは、その付託事項で示されているとおりに「総会の目的やマンデートについては検討しない」のである。また、ある加盟国は、まさに「今後の道筋」のプロセスの目的である「すべての締約国が、その鯨や捕鯨に関する見解にかかわらず協働する機会」を高く評価していることは特筆すべきだろう。そのようなガバナンスレビューへの参画を、他の加盟各国に促している加盟国もいることを踏まえれば、まさにそのような国々なりのガバナンスレビューの目的を追求する「IWCの今後の道筋」の建設的議論についても、他の加盟国に参加を促す意欲をこれらの国々が有するはずであるのが当然の帰結である。

決議案 2018-X

IWC の今後の道筋に関する決議

国際捕鯨取締条約（以下「条約」という。）は、「鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする」ために締結されたことを再確認し、

鯨族が捕獲を適当に取り締まれば繁殖が可能であること及び鯨族が繁殖すればこの天然資源を損なわないで捕獲できる鯨の数を増加することができることを認識し、

鯨と捕鯨に関する文化的多様性及び伝統に対して寛容であること並びにこれらを尊重することの重要性を想起し、

持続的な捕鯨は、沿岸地域社会の生計、食料安全保障及び貧困削減に貢献することに留意し、

沿岸国の国家管轄権下にある水域における当該沿岸国の権利と義務を認識し、

持続的な商業捕鯨のための捕獲枠の設定を含め、鯨類資源のいかなる保存管理措置も利用可能な最良の科学的知見に基づく必要があることに留意し、

1994年の総会における資源が豊富なヒゲクジラ類を対象とする頑健で危機回避的な捕獲枠算出手続き（改定管理方式（RMP）として知られている）の採択及び一部の鯨種は資源が豊富であるという科学委員会の結論を含め、1982年の商業捕鯨モラトリアム採択以降に重大な科学的進歩があったことを認識し、

他方で、「IWCの将来」プロセスを含め、IWCの機能を正常化しようとする様々な試みが、すべての締約政府にとって受け入れ可能な解決策を導き出すことができなかったことを想起し

2016年の前回総会において実施が合意された「IWCの今後の道筋」における最近の取組を歓迎し、

鯨類資源の適切かつ効果的な保存と捕鯨の秩序ある発展を確実にすべく、国際的な捕鯨取締のための機能的なシステムを作ることが、締約政府にとって共通の利益であると認識し、

よって総会は、

A. 持続的捕鯨委員会の設置

1. 持続的な捕鯨を含む、鯨類の適切かつ効果的な保全と鯨類資源の持続的な利用の促進のための、「IWCの今後の道筋」プロセスにおける締約国間の意見交換を歓迎し、
2. 総会による条約の目的の達成を確実にするため、締約政府間の協力を強化することを決定し、
3. 条約第3条第4項に従って、持続的な捕鯨の推進にコミットするすべての締約政府から構成される持続的捕鯨委員会の設置を決定し、
4. 次に掲げる権能を持続的捕鯨委員会に付与することを決定し、
 - 捕鯨の種類にかかわらず、利用可能な最良の科学的知見に基づき、捕獲枠に関する勧告を総会に対し行うこと
 - 持続的な捕鯨に資するあらゆる管理上の事項に関する勧告を総会に行うこと
 - 総会からの要請に応じ、持続的な捕鯨に関する活動を実施すること
 - 利用可能な最良の科学的知見に基づき持続的な捕鯨を推進する活動を適切に実行するため、持続的捕鯨委員会の手続規則を詳細に定めること
5. 持続的捕鯨委員会に対し、その付与された権能の行使にあたり、沿岸国の利益に妥当な考慮を常に払うよう指示し、
6. 持続的捕鯨委員会に対し、持続的な捕鯨に関する活動を開始することにより、2020年及びそれ以降の総会において持続的捕鯨委員会からの勧告を検討し、採択できるようすべく、2019年から年次会合を開催するよう指示し、
7. 科学委員会に対し、本決議によって持続的捕鯨委員会に付与された権能の行使について、捕鯨の種類にかかわらず、持続的な捕鯨に資するあらゆる科学的事項に関し、利用可能な最良の科学的知見に関する助言を持続的捕鯨委員会へ提供することを要請し、
8. 持続的捕鯨委員会に対し、科学委員会による助言を尊重し、当該助言に反する勧告を総会に対し行う場合は、関連する科学的根拠を提供することを要請し、

B. 条約改正のための締約政府外交会議の招集

9. 総会による条約目的の実現を確実にするため、総会の議事運営方法の改革が必要であることを認識し、
10. 締約政府に対し、保存管理措置に係る関係委員会の勧告を効率的に行うべく、別添記載のとおり提案された条約第3条第2項の改正案の検討及び採択を目的として、締約政府外交会議を可及的速やかに開催するよう勧告し、
11. 事務局に対し、外交会議の主催国と協議し、会議の準備を促進すべく必要な支援を行うよう指示し、

C. 資源が豊富な鯨種の捕獲枠の算出及び設定

12. 科学委員会に対し、包括的評価 (comprehensive assessments) により十分な資源量が存在することが確認されている鯨種について、2020年の第68回科学委員会終了までにRMPを実施し、持続的な捕獲枠を算出し勧告を行うよう指示し、
13. 持続的捕鯨委員会に対し、科学委員会からの助言を考慮し、2020年の次回総会において上記第12項に記載された鯨種について捕獲枠を設定するよう、総会に勧告を行うよう指示し、
14. 2020年の次回総会において、上記第13項に掲げる持続的捕鯨委員会の勧告を検討し、当該勧告に基づき捕獲枠を設定することにコミットする。

付録

条約第3条の改正案

条約第3条第2項の後に第2項の2を加える。

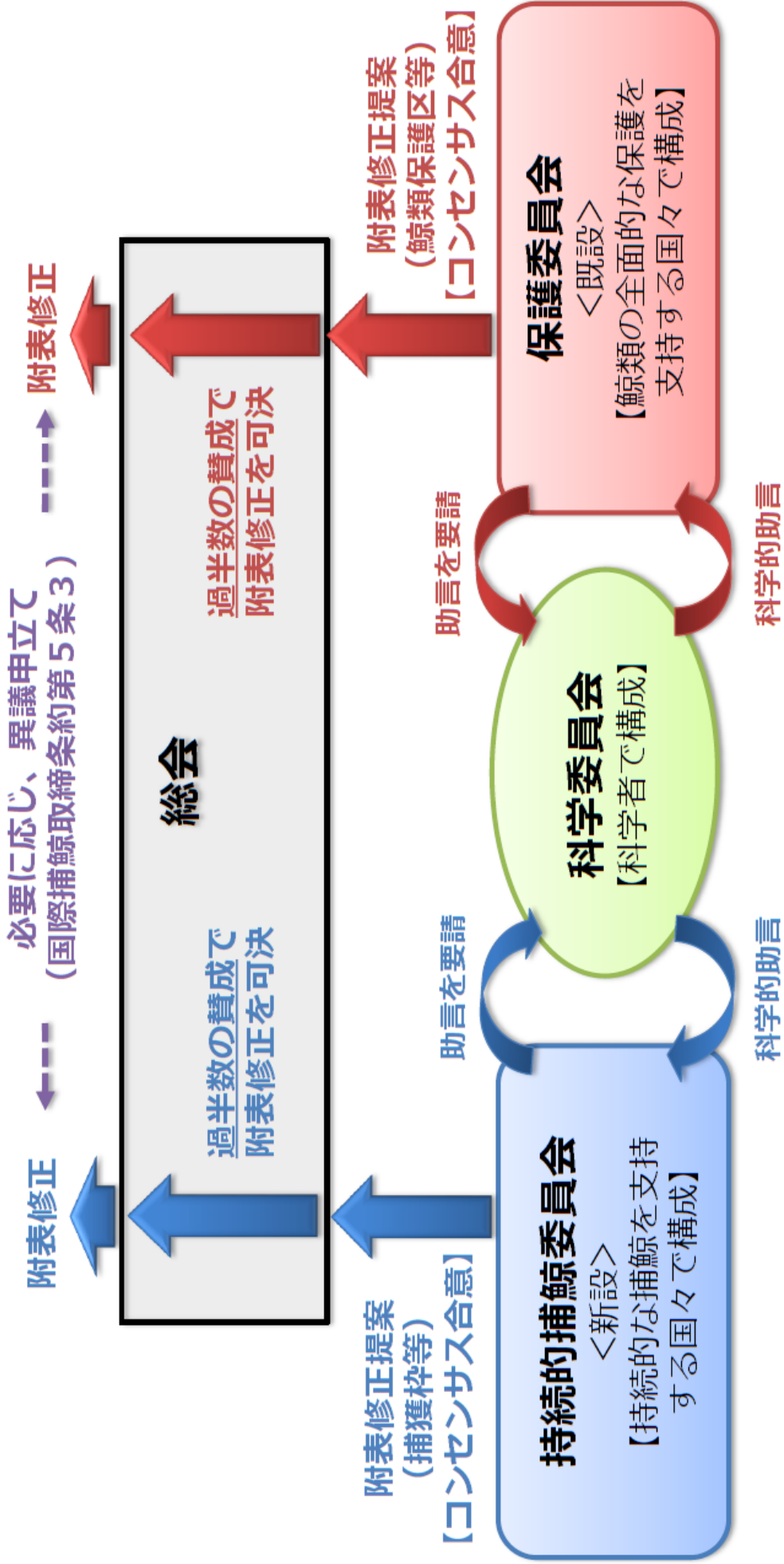
第3条

2. 委員会は、委員のうちから1人の議長及び副議長を選挙し、且つ、委員会の手続規則を定める。委員会の決定は、投票する委員の単純多数決で行う。但し、第5条による行動については、投票する委員の4分の3の多数を要する。手続規則は、委員会の会合における決定以外の決定について規定することができる。
- 2の2. 第3条第2項の規定にかかわらず、第5条による行動に係る委員会の決定は、第3条第4項に基づき設置された関連委員会のコンセンサス合意に基づく勧告について行う場合、投票する委員の単純多数決で行う。

特定の鯨種の捕獲枠設定のための付表修正の提案

- 10(f) この 10 の他の規定にかかわらず、科学小委員会における包括的評価 (comprehensive assessment) の結果、十分な資源量が存在することが確認されている鯨種について、利用可能な最良の科学的助言に基づいて、2020 年の沿岸捕鯨漁期及び 2020/21 年の遠洋捕鯨漁期ならびにそれ以降の漁期についての商業目的のための捕獲枠を設定する。

IWC改革案



農林水産省 水産庁
日本政府

2018年2月16日

IWCの今後の道筋に関する議論への招待

IWC加盟国各位

第66回IWC総会において、我が国の呼びかけに応え、IWCは加盟国間の立場の違いに関する非公式の議論を開始し、次回総会でその進捗について報告することに合意した（「第66回総会の主な結果、決定及び必要なアクション」に関するサマリーペーパーの3頁における「IWCの将来」を参照）。我が国は、加盟国間における鯨と捕鯨に関する根本的な立場の相違という問題に取り組むための建設的な対話のプロセスを主導する試みとして、「IWCの今後の道筋」のイニシアティブを取っているが、これはIWCを公平かつ適切に機能させることに繋がる「今後の道筋」を実現するため、すべての加盟国にとって必須となる課題である。

我が国の関心としては、商業捕鯨モラトリアムの採択以来、排他的経済水域（EEZ）における沿岸小型捕鯨のミンククジラ捕獲枠の設定を繰り返し要求し、第65回IWC総会においては、科学委員会の助言に基づき、監視・遵守・取締などの広範囲に及ぶ管理措置を盛り込んだ捕獲枠提案を行った。我が国の提案は、鯨類資源の適切な保存と捕鯨産業の秩序ある発展という国際捕鯨取締条約（ICRW）の目的に完全に沿ったものであったにもかかわらず、過半数の反対により繰り返し否決されてきた。

このように否決の繰り返しの裏に隠れている根本的な原因は、科学的または法的な見解の違いというよりは、むしろ根本的な立場の相違であるとの認識のもと、我が国は、第65回IWC総会において我が国の提案に反対した加盟国に対し、反対の根拠とされた附表10(e)の法的解釈、科学的懸念あるいはその他の理由を問うため、IWC回章（IWC.CCG.1140）を通じて質問票を送付した。回答のほとんどは、現在、商業捕鯨モラトリアムが効力を有しており、今後も例外なく継続すべきことからモラトリアムを支持しているという一般論を述べるに留まり、反対理由について明確な科学的・法的な根拠は何ら示されなかった。これらの回答は、彼らの反対が、あらゆる形態の捕鯨についても否定するという政治的立場を反映するものであることを明らかにした。このことにより、鯨類を持続的に利用できる水産資源の一つであるとみなす国々と、あらゆる鯨類はいかなる状況下においても完全に保護されなければならないとする国々との間の根本的な見解の相違が再び浮き彫りとなった。

この根本的な見解の相違は、IWC が、その中核をなす鯨類資源の保存及び管理について、いかなる意思決定を行うことも妨げてきた。

我が国の提案だけでなく、南大西洋鯨類サンクチュアリ設置に関する提案についても、根本的な見解と立場の相違が原因で、同様にすべて否決されてきた。さらに、改訂管理制度（RMS）交渉や「IWC の将来」プロセスなど、立場の違いを仲裁し、全員が受け入れ可能な「パッケージ」を模索する試みも繰り返し失敗に終わった。これらはすべて失敗した。このように、現在の IWC の状況は、持続的な捕鯨と鯨類の保護のいずれにも資さないものとなっている。上記の観点で機能不全に陥っている IWC の状況を解決するためには、すべての加盟国の核心的な課題として、立場の根本的な相違という課題に取り組む以外に道はないと、我が国は確信している。

このことを念頭に、第 66 回 IWC 総会で我が国はこの核心的な課題について議論することを提案し、上述のとおり、閉会期間中に議論を開始することが合意された。

以下は、導入として議論を活発化するための問いかけである。

- 我々はどのようにすれば、加盟国間の協力関係を通して、IWC において鯨類の持続的利用と保存の両方を実現できるのか。
- 鯨及び捕鯨についての加盟国間の立場の根本的な相違が、鯨類の持続的利用と保存の双方に関する IWC の意思決定を妨げていることについて、認めようとする意思が我々にあるか。
- そうであるなら、各加盟国の基本的立場を尊重しながら、かかる根本的な相違について議論する意思が我々にあるか。

我が国は、IWC の全加盟国に対し、核心的な課題、すなわち鯨及び捕鯨についての立場の根本的な相違について、上記で例示した問いかけに対するコメントや回答を寄せることにより議論に参加することを呼びかける。

IWC の個々の議案の下での議論に委ねられる個別問題については、議論することを意図していない。

コメント又は回答は、IWC 回章を通じた公開での投稿、あるいは一般には公開されていない対話ツールである「Yammer」経由のどちらでも提出することが可能である。すべての加盟国が、対話グループへの登録を行う IWC 事務局にコンタクトし、「Yammer」での

議論への参加するよう招待されている。電子メールの案内が届いた後、
<https://www.yammer.com/iwc.int/>から「Yammer」にアクセスできるようになる。

第66回IWC総会で述べたように、我が国は開かれた透明性のあるプロセスを通じて意見交換を行うことが、より有益であると考えている。このことを念頭に、我が国としては、IWC回章経由でコメント又は回答を提出いただくよう各加盟国に促したい。IWC回章経由で提出されたすべてのコメント又は回答は、参照し易いように「Yammer」のページにも自動的に掲載される。

2018年9月の次回総会において、意義ある「今後の道筋」が満場一致で見出せるよう、鯨及び捕鯨についての根本的な課題について、すべてのIWC加盟国とともに建設的な対話に取り組むことを我が国は心待ちにしている。

敬具

(署名)

諸貫 秀樹

日本国IWC代表代理

(添付資料)

IWC66/16 “Responses to Japan’s questionnaire and a Way Forward”

IWC66/22 “Intersessional Working Group on the Way Forward Terms of Reference”

2018年4月16日

「IWCの今後の道筋に関する議論への招待」について (我が国の見解)

IWC加盟国各位

我が国のイニシアティブにより、第66回IWC総会において「IWCの今後の道筋」の議論を開始することが同意された。我が国は、このフォローアップのために、2018年2月にIWC回章(IWC.CCG.1295)を通じて、この議論に参加するようすべての加盟国に呼びかけた。「IWCの今後の道筋」に関する議論では、IWCの核心的課題、すなわち鯨類の持続的利用と保存の両方に関する意思決定を妨げている、鯨及び捕鯨についての立場の根本的な相違に取り組むことを意図している。建設的な議論の促進を祈念し、我が国の見解を以下のとおり投稿する。

<IWCは危機にある>

各国が国際条約を締結し加盟国となるのは、その条約の目的・趣旨の追求に向けた多国間協力にメリットを見出すからである。例えば我が国は、それが我が国にメリットをもたらすとの考えのもと、他の捕鯨国と共に鯨類資源の持続的利用を行うために国際捕鯨取締条約(ICRW)を1951年に締結した。

このことは必ずしも、一般に国際機関内に対立が存在しないことを意味するものではない。むしろ、見解の違いに起因する対立は広く存在するものである。しかしながら、これらの対立は通常、すべての加盟国が最大限の努力を傾けることで解決される。これは、究極的には、効率的に運営されている国際機関は加盟国に対し、常により多くのメリットを提供するからである。実際に、IWCは創設以来、加盟国間での見解の違いがありつつも、鯨種毎の捕獲枠設定など、鯨類資源の保存と管理のために多くの実質的な決定を行ってきた。

しかしながら、年月の経過に伴って、いくつかのIWC加盟国は、その立場を鯨類資源の持続的管理から完全保護へと変更した。加盟国間の見解の対立が深まってしまい、IWCはもはや鯨類資源の保存と管理に関する実質的な決定を何ら行うことができない状況に陥っている。

例えば、特定の鯨類資源について捕獲枠を設定する我が国の提案は、対象海域の資源に何ら悪影響を与えないことが証明され、かつ ICRW の目的やその附表 10 (e) に沿ったものであったにも関わらず、繰り返し否決されてきた。同時に、南大西洋鯨類保護区 (SAWS) の設置提案に代表されるように、鯨類の保護を目的とした提案も、繰り返し否決されてきた。

IWC. CCG. 1295 で説明されている通り、対立の解消に向けた数々の試みが失敗に終わってきた結果、残念ながら今や IWC は、専ら対立のためだけの場と化してしまった。すなわち、IWC は建設的な対話を尽くすことなく、お互いの提案を安易に投票に持ち込み否決するだけの場となっている。その結果、実質的な決定を何ら行えず、鯨類資源の保存にも管理にも貢献することができないという、同じ結果を毎回繰り返すに至っている。鯨類資源の持続的利用と保存のどちらにも全く貢献することなく、IWC は国際的な資源管理機関として機能不全に陥っているのが現状である。

いくつかの IWC 加盟国、特に鯨類の完全保護を支持する国々は、これまで IWC は多くの決議を採択してきており、機能不全に陥っているわけではないと主張するかもしれない。しかしながら、一般的にコンセンサスによって「決議」が採択される他の地域漁業管理機関 (RFMOs) とは異なり、IWC ではほぼすべての決議について、見解の対立を解決すべくすべての可能性を尽くすよりも前に、投票に持ち込まれている。このようにして決議を採択することで、少数意見が無視され、結果として IWC 内の分裂と対立が更に悪化してきていることを、我が国は強く懸念している。

もしかしたら現在の IWC を快く思っている加盟国がいるかもしれないが、我が国は IWC の現状について満足とはほど遠い。このため、IWC がすべての加盟国にメリットを提供できるように、組織の枠組みやメカニズムについて抜本的な改善又は改革を行う必要があると我が国は考えている。そのような改善や改革なしでは、IWC は鯨類の保存や管理を任された国際機関としての正当性を失うことになるだろう。

<今後の道筋>

我が国が繰り返し指摘してきたように、IWC が有意義なアウトプットや成果を生み出すためには、すべての IWC 加盟国が、各国の基本的立場を尊重した上で、その根本的な違いについて議論を行うことが必要である。このような議論は、全加盟国が各々の立場の根本的な相違を正当に認識し、「合意できないことに合意する」ことが出来て、初めて可能になると我が国は考えている。このようなアプローチの下では、例えば、持続的利用を支持する加盟国は、鯨類の保護のための何らかの措置を受け入れることになるかもしれない。一方で、鯨類の保護を支持する加盟国は、持続的な捕鯨をある程度までは受け入れることになるかもしれない。このような建設的かつ大胆な対話（それは同時に苦々しいものでもあるだろう）が行われな限り、IWC は正当な国際的な資源管理機関として

の機能を回復できないだろう。

いま問われているのは、各 IWC 加盟国が本気で協力する意思を有しているかどうかである。そのような意思がないのであれば、IWC は鯨類資源の保存や管理に関する有意義な成果を何ら生み出すことなく、各加盟国がその公式・政治的立場を表明するための道具として放置されるのみである。

我が国としては引き続き、各 IWC 加盟国からのコメントや回答を心待ちにしている。

敬具

(署名)

諸貫 秀樹

日本国 IWC 代表代理

セントルシア
農業・漁業・物理計画・天然資源・協同組合省
農業・漁業・天然資源・協同組合局

2018年5月16日

IWC 事務局長
レベッカ・レント博士

レント博士宛て

Ref: IWC.CCG.1295 - IWC の今後の道筋に関する議論への招待

添付資料により、「IWC の今後の道筋に関する議論への招待」に対するセントルシアの立場を確認願いたい。

敬具
(署名)
ホラス・ウォルターズ, MBE
政府代表

セントルシア

農業・漁業・物理計画・天然資源・協同組合省
農業・漁業・天然資源・協同組合局

1948年に多くの国家によって設立され、鯨類の保全や商業捕鯨の取締の権限を有する国際捕鯨委員会（IWC）のような国際機関が、それら国家が黙示的に服する規則や規制によって導かれることはもつともである。

IWC 設立当時、食用資源やその他の国内的用途のため、多くの国家で利用されてきたこの海洋生物資源の秩序ある発展と管理が必要とされていた。

設立当初、資源量が十分にある鯨種を捕獲しないことに関する疑義は、問題にならなかった。しかしながら、年月の経過に伴って、もはや鯨類を他の形態で利用しなくなった国々は、鯨類を消費している国々から定期的な食用資源として利用する機会や、多くの国民の暮らしに悪影響を与える機会を窺っていた。

先進国出身者が多数を占める海洋学者や鯨類学者からなる IWC 科学委員会は、商業捕鯨を保存し、規制するという条約のマנדートにそぐわない意思決定にこの数的有利を利用してきた。

この点について、商標捕鯨モラトリアムの強制を 1982 年に多数決によって採択するという措置が取られ、1985/86 年に発効された。この猶予期間は、国内の捕鯨活動を見直し、また、より価値のある他の動物性タンパク源や、捕鯨に従事する人々の新たな雇用先を見つける機会を捕鯨国に与えるものであった。モラトリアムは、1990 年まで適用された後、見直されるものとされていた。

IWC は、その意思決定を多数決によって行うと認識されている。加えて、もはや捕鯨国ではなくなり、また、もはや食用資源として鯨を必要としない多数派の国々は、鯨類科学にかかわるものとして、改訂管理方式（RMP）を要求するという、より厳格な措置を策定したものの、改訂管理制度（RMS）の合意・実施には失敗している。その結果、IWC の設立当初からの加盟国であるカナダは、IWC のマンドートは最早カナダが服すべきものでは無くなったと判断し、1982 年に IWC から脱退した。さらに、カナダはなお、鯨類という豊富な海洋資源の利用に依存している人々の生計確保に責任を負っていることを認めている。

1993 年にも残念なことに、総会が一方的で偏った状態に陥り、RMP の採択を求める科学委員会の勧告を受け入れることが出来なかった結果、科学委員会の議長であり、世界的に尊敬されていたフィリップ・ハモンド博士が同議長職を辞する決断に至ってしまった。

その上、いかなる形態での商業捕鯨の再開にも反対する加盟国が主となっている IWC は、商業捕鯨に向けたいかなる進展も阻害し、科学委員会が扱う多くの業務を行うための資源を蝕むことを主たる目的とした保護委員会の設立を追求した。

このような歴史や諸事実は、IWC という権威ある組織が置かれている状況を非持続的にしている。海洋生物資源の持続可能な利用は、国連食糧農業機関（FAO）、すべての地域漁業管理機関（RFMOs）及び地域漁業機構（RFBs）の取組に反映されている、全世界的な規範である。セントルシアは、鯨類を含むすべての海洋生物資源の持続可能な管理と利用に尽力し続ける。それ故に、IWC が海洋資源管理機関として適当な機関であろうとするならば、この規範を受け入れることが死活的に重要である。

カンボジア王国
農林水産省

2018年5月22日

レベッカ・レント博士
IWC 事務局長

レント博士

私は、IWC の今後の道筋に関する議論への参加を全加盟国に促す 2018 年 2 月 16 日付の回章 IWC. CCG. 1295 に回答する。

カンボジア王国政府は、IWC の現行の作業体制を改善し、伝統的習慣としての沿岸小型捕鯨を追求するための今後の道筋を見出すべく、日本政府が進めてきた努力を高く評価している。

カンボジア王国政府は、世紀に渡る古き沿岸地域社会の伝統的な慣習への敬意を表するとともに、生存のための漁業として日本の排他的経済水域内で操業する沿岸捕鯨を許容するための日本政府の附表改正提案を強く支持している。

現在の IWC は、国際捕鯨取締条約（ICRW）の主要目的の一つである鯨類資源の持続的利用を支持する加盟各国に対し、メリットを提供できる適切な国際機関ではなくなっていると我々は認識している。

IWC の現状は、ICRW の目的からひどく乖離しており、何らかの劇的で斬新なアプローチが必要である。

私はこの機会に、ICRW の目的が捕鯨そのものを全面的に禁止するものではなく、商業捕鯨モラトリアムはあくまで「一時的な」措置であることを改めて強調したい。沿岸小型捕鯨に係る捕獲枠の設定は、現行の附表 10(e)の記述に整合するものである。

その一方で、RMP（改定管理方式）の実施レビューが行われた 2013 年以降における科学委員会の見解では、J 系群へのリスクに関する懸念が十分に考慮され、日本の沿岸小型捕鯨の少量の捕獲枠は、系群に悪影響を及ぼすことはない結論付けられた。

天然資源の管理のための国際機関が、とりわけ自らの専門的な科学委員会による助言を顧みず、建設的な議論を尽くすこともなく、意思決定のために投票に持ち込むのは極めて異例である。

私は、現行の IWC のシステムの下では、附表修正のような真に意義のある決定は何ら行い得ないと信じている。したがって、現行の意思決定方式は、より適切な仕組みとすべく検討を要する。そのような仕組みの下では、ギブアンドテイク、すなわち、反捕鯨陣営は何らかの形の捕鯨を受け入れ、反対に捕鯨支持陣営は何らかの形の鯨類保護区を受け入れるというような、何らかの譲歩が相互に行われることとなる。双方がこの考えを受け入れるだろうか？もしも我々がこの考え方に合意できれば、我々はさらに議論を深めることができるだろう。

敬具

(署名)

ナオ・トゥック博士

カンボジア IWC 政府代表

気候変動耐性・環境・森林・漁業・災害リスク管理・情報省
漁業局から提出
グレナダ国セントジョージ、メルビル通り

IWC の今後の道筋に関する論点

小規模漁業によって鯨類資源を利用しようとする正当な提案に関して、いくつかの加盟国が取っている立場について、グレナダ政府は懸念を表明する。これら加盟国が特定の態度や公式な立場に固執し続けるならば、まさに将来の IWC の存在自体を脅かすことになるというのが、グレナダ政府としての信念である。

この点について、グレナダ政府は、沿岸小型捕鯨業のための排他的経済水域内におけるミンククジラ捕獲枠設定に関する日本の提案を支持している。グレナダ政府は、この提案の否決には科学的な根拠がなく、また、必要な管理の水準や、効果的なモニタリング・規制・監視プログラムを達成するための日本の能力に対する正当な懸念に裏打ちされているわけでもないと考えている。これは、日本から回章された質問票に対し寄せられた回答からみても明白である。

IWC の一部加盟国が取る立場の中には、国際捕鯨取締条約の趣旨を何ら踏まえていないものがあり、それ故に正当な立場としての地位を与えられるべきではないとグレナダ政府は考えている。このように、科学的ないし適切な管理（RMS）ではなく感情的な立場が IWC の意思決定を支配する状況が許容されてしまえば、IWC のまさに存在自体が危険にさらされる。

グレナダは、議題番号の 8 番目と 12 番目に関する閉会期間中の議論において、さらに議論を深めることを心待ちにしている。

(署名)
漁業局長

駐英ニカラグア大使館

(訳者注：原文はスペイン語)

国際捕鯨委員会 (IWC) における議論を再活性化させるための日本のイニシアチブに対するニカラグアのコメント

ニカラグアは、IWC の場においては、科学調査の許可、先住民生存漁業、漁業集落による文化的伝統に基づく小規模漁業、太平洋及び南大西洋における鯨類保護区（サンクチュアリ）の新規設定などに関する諸課題について、議論が継続されるべきと考えている。

ニカラグアの漁業法令は、水産資源の持続的利用の原則に基づいている。これは、海洋資源の再生産と生態系の保全が保証されるべく、適時適切に海洋資源が管理されなければならないことを意味する。

ニカラグアは、捕鯨国や反捕鯨国としての立場で国際捕鯨委員会 (IWC) に参加してきたわけではなく、漁業資源の管理と持続的利用に関心を有する漁業国としての立場で参加してきた。これは、鯨類は生態系の一部であり、他の海洋生物種との相互の関わりが、捕食者・被食者間の関係を変化させ、特定の国々の沿岸地域社会で食料資源としても利用される他の海洋生物の資源量に悪影響を与えるとの考えによる。

ニカラグアは、食料安全保障も含めて、幾千年にわたる鯨類由来のタンパク質消費の伝統をもつ沿岸地域の民族や地域社会が有する先祖代々の権利及び、それが彼らの食料安全保障の一部として含まれることを認めている。

ニカラグアは、日本が求める科学的漁業（訳者注：科学的調査のことを指すと考えられる。）許可の継続については支持しているが、その副産物の商業化 (commercialization) については支持しない。

家畜・水産省
マリ共和国

ボウレイマ・トラオーレ博士
IWC マリ政府代表

2018年5月23日

主題：水棲生物資源の持続的利用に関する、IWCにおけるマリの立場

私は、水棲生物資源の持続的利用会合におけるマリの立場をお伝えすることを光栄に思う。食料安全保障や世界中の人々の幸福のための本質的な原則は、依然として水棲生物資源の持続的利用であると承知している。しかしながら、鯨類、サメ類、サンゴ類やその他のいわゆるカリスマ的生物種（charismatic species）になると、この原則は利用反対派によって無条件に否定される。このような持続的利用への反対は、科学というよりも感情によって動機付けられたものである。

マリは鯨類資源の持続的利用への支持という共通の立場を共有するパートナー国である。結果として、「マリはIWCを機能させるための日本の取組を支持する」。

貴方の協力に感謝したい。

ボウレイマ・トラオーレ博士
家畜・水産省技術顧問
マリ IWC 政府代表

IWC 日本政府代表代理
諸貫 秀樹氏 宛て

主題：IWC の今後に関わる議論への招待
参照. V/L 2018 年 2 月 16 日

水棲生物資源の持続的利用の原則は、資源の持続性 (sustainability) と、関係する社会経済・環境管理の側面に基づき、もって漁業の適切なガバナンスのためのルールを遵守するというモーリタニアの漁業政策に沿ったものである。

加えて、実証済みの科学的根拠に基づく管理は、我々の漁業政策の基本原則をなすものである。したがって、我々は、IWC の科学委員会に対する信頼と、その活動のクオリティに対する喜びを改めて強調する。

我々は、日本の小規模捕鯨に関する提案は、新たな捕鯨のカテゴリーの創出を要するものではないと考えている。その提案は、国際捕鯨取締条約の附表 10 (e) に従い、商業捕鯨の捕獲枠の設定を要求するものである。

我々は、捕鯨の取締を通じた鯨類資源の増大という本来の目的に IWC を取り戻すために、IWC の今後について熟慮すべきであるとの考え方を支持する。このためには、水棲生物資源の保存や持続的利用の重要性や便益を強調するべく、引き続き対話の努力がなされなければならない。

我々は、小規模な日本沿岸での捕鯨に関する提案について加盟国にアピールする日本政府の努力を高く評価する。

モーリタニアは、IWC をよりよく機能させるべく、すべての関心事項について、IWC の加盟各国と建設的な議論を継続していくことを支持する。

敬具
アッサ・ミント・スティーブ博士
IWC モーリタニア政府代表
漁業・海洋経済省

ロシア連邦
天然資源・環境省

2018年5月30日

IWC 事務局長
レベッカ・レント博士宛て

Ref: IWC.CCG.1295 - IWC の今後の道筋に関する議論への招待

親愛なるレント博士

ロシア連邦は、鯨類の資源管理に向けた IWC のミッションに関し、委員会の加盟国の間に根本的な見解の対立が存在するせいで、この問題について数十年にわたり決定を下すことが困難であったと指摘する。鯨類の保存に関する政治的な動機が、鯨類の持続的利用のための科学的根拠をブロックしているのである。

ロシア連邦は繰り返し、このことに目を向け、「アイルランド・イニシアティブ」(アイルランド)、ベルリン・イニシアチブ(ドイツ)、「セントキッツ・ネイビス宣言」(セントキッツ・ネイビス)、「IWC の将来」(米国) で取り組まれた、この対立の克服に向けた議論に積極的に参加してきた。

ロシア連邦は「IWC の今後の道筋」のイニシアティブを支持し、第 67 回 IWC 総会において建設的な議論が行われることを望んでいる。

敬具

ロシア連邦 IWC 政府代表
天然資源・環境省
国際協力局長代理
(署名)
イリーナ・フォミヌィフ

各政府代表及び各締約政府宛て回章
IWC. CCG. 1301

IWC の今後の道筋に関する議論への招待（コートジボワール回答）

日本は、IWC 回章 IWC. CCG. 1301: IWC の今後の道筋に関する議論への招待に対する回答として、添付の書簡がすべての政府代表及び締約政府に回章されるよう求めた。

レベッカ・レント博士
IWC 事務局長
c. c. IWC 公認オブザーバー

Re: IWCの今後の道筋に関する議論への招待

親愛なる IWC 加盟各国へ、
コートジボワールは IWC 回章 IWC. CCG. 1295 を受領した。ここにその見解を述べる。

(コートジボワールの見解)

A- IWC と設立当時の IWC の壮大な目標

国際捕鯨委員会は、鯨類資源の保存と捕鯨の管理を目的とする政府間組織である。IWC の法的な枠組みは国際捕鯨取締条約 (ICRW) である。この条約は 1946 年に設立され (ママ)、国際的な環境条約の先駆けの一つとなった。

言い換えれば、IWC は条約 (ICRW) の規則に従って、大型鯨類の捕獲を管理するために設立されたということだ。この壮大な目標を目指して、コートジボワールは 2004 年に IWC に加盟した。

B- 現在の IWC の実態

設立当初の IWC は、鯨油生産のために、捕鯨国が大型鯨類の捕獲枠の設定に向けた交渉を行う一種のフォーラムのようなものであった。しかし、後年になって反捕鯨運動の高まりに直面した。この運動は西半球全体に急速に拡大し、1980 年代からは、この反捕鯨運動を活発化させ、主要捕鯨国に圧力をかけることを目的として、多くの反捕鯨団体が設立された。その結果として、IWC は捕鯨の禁止のみを目的とする機関へと転向していったのである。

これらの動きは、商業捕鯨モラトリアムの採択後に起こったものであり、表向きは、鯨類の資源状態についての科学的な不確実性という、もっともらしい口実に基づいている。

C- コートジボワールにとっての今後の道筋

捕鯨に反対する IWC は、もともとは捕鯨国が捕獲枠を設定するためのフォーラムであった。そのため、IWC は鯨類の保全を目指しつつも、第一に市場鯨油価格の安定も目的とされていた。当時、鯨類の過剰な捕獲により鯨油価格が低落するにつれ、これらの捕鯨各国はカルテルを形成したのである。

そして、ICRW には、今なお以下の数行の前文がある。

- 鯨族という大きな天然資源を将来の世代のために保護することが世界の諸国の利益であることを認め、
- 捕鯨の歴史が一区域から他の地の区域への濫獲及び1鯨種から他の鯨種への濫獲を示しているためにこれ以上の濫獲からすべての種類の鯨を保護することが緊要であることにかんがみ
- 鯨族が捕獲を適当に取り締まれば繁殖が可能であること及び鯨族が繁殖すればこの天然資源をそこなわないで捕獲できる鯨の数を増加することができることを認め

この前文は、「捕獲を適当に取り締まれば」と明確に述べている。言い換えれば、鯨類資源がうまく管理されるとすれば、非致命的な方法による優れた科学的調査を伴うことになる。この調査の手法については、我々が目指す結果から不可避と考えられる場合には致命的なものにもなり得る（条約第8条を参照）。

IWC の締約国であるコートジボワールとしては、数ある中で、以下の三つの道筋を提案したい。

— 会議室への TV カメラの入室が認められ、毎日の議論がインターネットを通して世界へ配信された 2001 年のロンドンでの第 53 回総会のように、総会での議論を透明性のあるものにするための努力を行うこと。これにより、世界各国の視聴者は、どのような議論が行われているのかを直接見る事が出来た。この取り組みによって、不当にも非難された国々が、条約（ICRW）の規定と科学的根拠を完全に遵守していたことが明らかになった。

— 投票を秘密投票とすること。コートジボワールとしては、この新しい投票システムにより、加盟各国への圧力を辞さない多くの環境 NGO の勢いを弱めることになることを指摘したい。

— IWC への発展途上国の参加を促進するため、毎年の分担金の減額が必要である。20 年前、とあるカリブ海の国によって、(分担金の) 評価システムが提案された。これは国連のシステムをモデルとしており、分担金の金額は、各国の GNP に依存することとする。このシステムが IWC で採用された場合、発展途上国や比較的重い負担により参加に後ろ向きになっていた国々が、IWC に参加し易くなるだろう。

敬具

(署名)

ズマナ・メイテ・アンリョウ

IWC コートジボワール政府代表

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 結束 繁栄

農林省

参照番号 0559
2018 年 6 月 4 日

レベッカ・レント博士
事務局長,

親愛なるレベッカ・レント博士,

IWC の今後の道筋に関する議論への招待
ラオスの回答

IWC の今後の道筋に関する議論への招待に関する、2018 年 2 月 16 日付けの回章 IWC. CCG. 1295 を参照されたい。

ラオス人民民主共和国政府は、IWC の今後の道筋に関する日本の一連の提案及び行動を強く支持する。

現在の IWC は、国際捕鯨取締条約（ICRW）における主要な目的の一つである鯨類資源の持続的利用を支持する加盟各国にとって、メリットをもたらすものとはなっていない。と言うのも、IWC は有意義な決定を行えていないのである。ICRW の目的に即しつつ、IWC をより機能的なものとするためには、抜本的かつ斬新なアプローチが必要である。意思決定のための投票の前に、加盟国間での建設的な議論が不足している。このため、現在の IWC の意思決定メカニズムの改革を行う必要がある。

敬具

(署名)

Bounkhouang KHAMBOUNHEUANG

農林省副大臣

兼 IWC ラオス人民民主共和国政府代表

レベッカ・レント博士
国際捕鯨委員会事務局長

2018年6月29日

親愛なるレント博士、

欧州連合とその加盟各国を代表し、2018年2月16日付けのIWCの今後の道筋に関する議論への招待に対する回答を確認して欲しい。

なお、この回答については、その受領を希望するあらゆる国際機関、政府、公的機関に対し、事務局から配布して差し支えない。

敬具

(署名)

ヴァレリ・ゲオルギエフ

生物多様性ユニット長

国家自然保護サービス局

ブルガリア環境・水資源省

国際環境問題「捕鯨」に関するEU理事会専門調査委員会議長

IWC の今後の道筋に関する議論への招待 欧州連合及びその加盟各国の回答

2018年6月29日、ブリュッセル

欧州連合（EU）及びその加盟各国は、鯨と捕鯨に関する立場の違いに取り組むことを目的として、国際捕鯨委員会（IWC）の加盟国間で非公式な議論を始めようとする日本のイニシアティブを歓迎する。

EU とその加盟各国は、捕鯨に関するすべての国際的な課題について、オープンかつ建設的な対話に取り組むことが重要だと考えている。

我々は、IWC 内で表明される各国の立場について、それらの間に相違があること、また制限的な性質を帯びる場合があることは認識している。他方、そのような相違は、加盟各国が複数かつ多様な政策目標を有する、あらゆる国際機関が内包するものであると考える。

それゆえに我々は、そのような立場の相違と結果的に生じ得る意見の不一致をもって、その機関が機能不全であると解すことはしない。

IWC は、鯨類の保存と管理に向け、全世界的にとっても重要な貢献をしている。過去数年にわたり、IWC の現代化に向けた相当の進展が見られ、より大規模な環境保護を含むがこれに限定されず、刻々と変化する社会の期待に応える効果的な保存・管理体制の確立に向けて膨大な作業が行われてきた。広範な課題への IWC の積極的かつ素晴らしい取組は、IWC との実りある協力関係にある他の多数の国際機関によって IWC に付与された評価と意義によって強調されている。

我々は、商業捕鯨モラトリアムが鯨類に決定的な保護を提供するにあたって重要であり、この意味で実効的な役割を引き続き果たしていることを強調したい。この役割には、危機的に枯渇した資源を回復させ、増大する人的起源の脅威から彼らを保護することが含まれる。

また、我々は、IWC は引き続き 6 年ごとに先住民生存捕鯨の捕獲枠を設定しており、これは IWC が行う作業の本質的かつ不可欠な要素であることに留意する。

もちろん、これらはすべて簡単なものではなかったが、共同作業を通じて、また、全 IWC 加盟国間における相互の信頼と協力を促進するイニシアティブにより可能になってきたのだ。

EU とその加盟各国の目標は、鯨類の保存状況を長期的に大きく向上させ、すべての捕鯨操業を IWC のコントロール下に引き込んだ、鯨類の保存及び管理のための効果的な国際的規制の枠組みを引き続き保証することにある。

最後に我々としては、IWC の今後の道筋は、IWC の制度面およびガバナンスに関するアレンジメントを見直そうとする現在進行中のプロセスにおいて継続する対話の中にあるものと確信しており、日本がこの取組に積極的に参画していることを喜ばしく思う。